

凡　　例

1. 調査の対象は、道路法が適用される高速自動車国道、一般国道（指定区間、指定区間外）、都道府県道（主要市道を含む。）及び市町村道である。
2. 平成26年4月1日現在の数値である。
ただし、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県においては、市町村道の一部に平成26年4月1日以前のデータを含む。
3. 単位は、延長がキロメートル、道路面積が平方キロメートルである。
4.
 - (1) 一路線の中で二つ以上のルートがある場合、1976年版（内容：昭和50年度当初）以前は、新しい一つのルートのみ計上していたが、1977年版（内容：昭和51年度当初）からは、全てのルートを対象として計上している。
 - (2) 1976年版（内容：昭和50年度当初）の統計年報から実延長を現道、旧道、新道に区分けして計上しており、それ以前の実延長に対応するのは、現道の延長である。
5. 各々の数値は、単位未満を四捨五入したため、合計数値と合計欄の数値とが合致しない場合がある。
6. 用語の説明
 - (1) 「総延長」は、道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長である。
 - (2) 「重用延長」は、上級の路線に重複している区間の延長である。
 - (3) 「未供用延長」は、路線の認定の告示がなされているが、まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長である。
 - (4) 「渡船延長」は、海上、河川、湖沼部分で渡船施設があり、道路法の規定に基づき供用開始されている区間の延長である。
 - (5) 「実延長」は、総延長から重用延長、未供用延長及び渡船延長を除いた延長である。
 - (6) 「現道」は、旧道、新道以外の道路の延長である。
 - (7) 「旧道」は、バイパス等の改築に伴い、改築前の元の道路が他の道路として編成されず、路線の中で重複する区間がある場合その元の道路の区間の延長である。
 - (8) 「新道」は、バイパス部分が現道に連結されないで、部分的に供用されている区間の延長である。
 - (9) 「整備率」は、

$$\text{整備率} = \frac{\text{整備済延長}}{\text{実延長}}$$

整備済延長＝改良済延長（車道幅員5.5m以上）－ 混雑度1.0以上の延長（車道幅員5.5m以上）

$$\text{混雑度} = \frac{\text{交通量}}{\text{交通容量}} \quad (\text{交通量は平成22年度全国道路交通センサスに基づく推計値})$$

- (10) 「歩道設置道路延長」は、道路の部分として設けられた歩道等の設置道路延長（道路中心線上の延長）である。なお、道路の部分として設けられた歩道等とは縁石、防護柵等により車道部と区画されたもの又は改築に当たり人家等の障害物により車道部から離れて設けられたもので、同一路線の部分として設けられたものである。
- (11) 「中央帯設置道路延長」は、道路の部分として設けられた中央帯のうち、道路びょう等簡易なもので設けられているものを除いたものである。
- (12) 「道路面積」は次のとおりである。
- (イ) 「道路敷」は、道路の境界線（くい）から境界線（くい）までの幅員に対応する面積をいう。ただし、調査機関ごとの推計方法により求めた数値である。
 - (ロ) 「道路部」は、車道、歩道等、中央帯及び路肩を加えた幅員に対応する面積である。
 - (ハ) 「車道」は、車線に停車帯、非常駐車帯及び待避所を加えた幅員に対応する面積である。
- (13) 「路線数」は、一般都道府県道以上で、二つ以上の都道府県及び政令指定都市にわたる場合は各々で加算した数であり、また、市町村道についても市町村（特別区を含む。）別に加算した数である。
- (14) 「規格改良済」は、道路構造令（昭45.10.29 政令第320号）の規格に適合するものである。ただし、昭和46年3月31日以前に改築された道路は、旧道路構造令（昭33.8.1 政令第244号）の規格に適合するものを改良済とした。また、道路法第30条第3項の規定により、道路管理者である地方公共団体が条例で定めた規格に適合した都道府県道及び市町村道についても、規格改良済として取り扱う。なお、昭和34年3月31日以前に改築された道路については、道路構造令細則案（内務省土木局昭和10.6土木会議決定）の規格に適合するものを改良済としている。
- (15) 「未舗装」には防じん処理工法、表面処理工法及び簡易混合式工法によるものを含む。
- (16) 「自動車交通不能区間」は、幅員、曲線半径、こう配その他道路の状況により最大積載量4トンの普通貨物自動車が通行できない区間である。
- (17) 「舗装道のアスファルト系」は、アスファルト舗装要綱に基づくものである。
- (18) 「同簡易」は、簡易舗装要綱に基づくものである。
- (19) 「橋梁」は、高架の道路及び桟橋も含む。
- (20) 「橋梁箇所数」は、橋長2メートル以上のすべての道路橋の箇所数である。
- (21) 「道路種別（道路の種類）」は、次のとおりである。

高速自動車国道

一般国道（指定区間）

〃（指定区間外）

主要地方道

一般都道府県道

市町村道

《合計》とは、高速自動車国道～市町村道の計である。

《一般道路》とは、高速自動車国道を除いた一般国道～市町村道の計である。

《国・都道府県道》とは、一般国道及び都道府県道の計である。

《一般国道》とは、指定区間及び指定区間外の計である。

《都道府県道》とは、主要地方道及び一般都道府県道の計である。